

特別個人情報保護規程について

平成 28 年 1 月 1 日より税務署や年金事務所等に提出が必要な法定調書等のうち、個人番号の記載が必要な書類があります。

- ・ 法定調書：給与支払いの源泉徴収票 報酬に対する源泉徴収票 など

そのため、当法人におきましても、

給与・講師謝金が発生した場合、対象者においては、個人番号及び身分証明書の提出をもとめ管理してきます。管理の詳細につきましては、⇒[特別個人情報保護規程をクリック](#)